

 税 務 署 受 付 印 令和 年 月 日 税 務 署 長 殿		所 管 業 種 目 異 況 書 要 否 別 表 等	青色申告 一 連 番 号
納 税 地	通 算 グ ル ー プ 整 理 番 号 通 算 親 法 人 整 理 番 号 法 人 区 分 事 業 種 目 同 非 区 分 旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等 添 付 書 類	整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 通信日付印 確認 庁 指 定 局 指 定 指導等 区分 申告区分 法人税 申告 期限 修正 地方 法人税 申告 期限 修正	

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分……令七・四・一以後終了事業年度等分

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用額明細書 提出の有無		
税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有

令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 令和 年 月 日)

		十 億		百 万		千		円		
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1								
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2								
	法人税額の特別控除額 (別表六「6」5)	3								
	税額控除超過額 相当額の加算額	4								
	課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」24「1」+別表 三「二」25「1」+別表三「三」20「1」)	5				0	0	0		
	同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6								
	課税留保金額 (別表三「一」4「1」)	7				0	0	0		
	同上に対する税額 (別表三「一」8「1」)	8								
	法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9								
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「6」7「1」+別表十七「三」6「3」)	10						0	0	
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11								
	控除税額 (9 - 10 - 11)と18のうち少ない金額	12								
	差引所得に対する法人税額 (9 - 10 - 11 - 12)	13						0	0	
	中間申告分の法人税額	14						0	0	
	差引確定 (中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナス 13) - 14)の場合は(22)へ記入)	15						0	0	
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表七「一」4「1」+別表七「三」9「1」) (別表六「二」付表六「7」の計)+ (別表六「四」9の②)+(9の③)	28								
	課税留保金額に 対する法人税額 (8)	29								
	課税標準法人税額 (28) + (29)	30				0	0	0		
	地方法人税額 (53)	31								
	税額控除超過額相当額の加算額 (別表六「二」付表六「14」の計)	32								
	課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	33								
	所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34								
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「五」18「1」+別表七「三」6「3」) (4と3のうち少ない金額)	35								
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	36								
	外国税額の控除額 (34) - (35) - (36)と(65)のうち少ない金額	37								
	差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38						0	0	
	中間申告分の地方法人税額	39						0	0	
	差引確定 (中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナス 38) - 39)の場合は(42)へ記入)	40						0	0	
	控除税額の計算	所得税の額 (別表六「一」6の③)	16							
		外国税額 (別表六「二」23「1」)	17							
計 (16) + (17)		18								
控除した金額 (12)		19								
控除しきれなかった金額 (18) - (19)		20								
所得税額等の還付金額 (20)		21								
中間納付額 (14) - (13)		22								
欠損金の繰戻しに よる還付請求税額		23	外							
計 (21) + (22) + (23)		24	外							
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(57)										
欠損金等の当期控除額 (別表七「一」4の計)+別表七「三」9「1」 若しくは「21」又は別表七「四」10「1」		26								
翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七「一」5の合計)		27								
この申告による還付金額		外国税額の還付金額 (67)	41							
		中間納付額 (39) - (38)	42							
		計 (41) + (42)	43	外						
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(61)										
残余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	44							0	0	
残余財産の最終の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日							
還付を受けるようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等							
	口座番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-							
※税務署処理欄										

欠損金の損金算入等に関する明細書

欠損金の損金算入等に関する明細書				事 年	業 度	・ ・	法人名	
控 除 前 所 得 金 額 (別表四「43の①」)		1	円 損 金 算 入 限 度 額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$		2	円		
事業年度	区 分	控 除 未 済 欠 損 金 額	当 期 控 除 額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度前の (4)の合計額)のうち少ない金額)	翌 期 繰 越 額 (3)－(4)又は(別表七(四)「15」)				
		3	4	5				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				円			
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
計								
当 欠 損 金 額 (別表四「52の①」)	額		欠 損 金 の 繰 戻 し 額					
期 同 上 の うち	青 色 欠 損 金 額							
分	災 害 損 失 欠 損 金 額	(16の③)						
合 計								
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算								
災 害 の 種 類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・ ・			
災 害 を 受 け た 資 産 の 別		棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)		計 ①＋②			
		①	②		③			
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「52の①」)		6			円			
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円				
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8						
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9						
	計 (7)＋(8)＋(9)	10						
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額		11						
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (10)－(11)		12						
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13						
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14						
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額		15						
繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額		16						

別表七(一) 令七・四・一以後終了事業年度分

					税 理 士 署 名	
--	--	--	--	--	--------------	--